

○武蔵野大学助手規程

(令和 2年 2月 1日)

(目的)

第1条 大学における教育研究の円滑な実施のため、助手を置くことができる。

(業務)

第2条 助手は、学部長の監督のもとに、次の業務を行う。

- (1) 学科担当教員の講義・演習・実験実習等の補助に関すること。
- (2) 研究及び実験実習等教育研究施設の環境整備に関すること。
- (3) 試験の監督に関すること。
- (4) 研究の補助に関すること。
- (5) その他教育・研究の円滑な実施に必要な業務に関すること。

(資格・任用)

第3条 助手は、人格が優れ教育能力があると認められる者で、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学士の学位を取得後、2年以上の実務経験を有する者
- (2) その他、前号の者と同等以上の能力があると認められる者

2 任用の手続きについては、「武蔵野大学教員の任用に関する規程」に定める。

(勤務)

第4条 助手は、常時出勤して職務に従事する。

(任用期間)

第5条 助手の任用期間は、5年以内とする。ただし、学院と雇用契約を締結（非常勤を含む）してから継続して5年を超えないものとする。

(給与賞与)

第6条 助手の給与賞与は、別に定める。

(退職金)

第7条 助手の退職金は、支給しない。

(教授会等への参加)

第8条 助手は、所属学部等の教授会等の構成員外とする。ただし、所属学部等の教授会等は、必要に応じて助手に出席を求めてその意見を聞くことができる。

(就業規則)

第9条 この規程に定める以外の就業に関する事項については、本学教員の各就業規則等を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。